

2013年10月7日

姫路市長 石見 利勝 様

団 長 大脇 和代

2014年度予算編成に対する要望書

安倍内閣は、国会の審議も行わず消費税増税実施の判断を強行しようとしています。政府や財界の増税やむなしの大キャンペーンにもかかわらず、増税法案成立後も国民の過半数が増税ノーの声を上げています。アベノミクスの恩恵を受けるのは大企業と富裕層であって、国民の所得は減り続け、景気回復の実感などないからです。

消費税8%への引き上げにより、今8兆円の国民負担増は、くらしと経済を壊します。政府内からも、4月からの増税に反対の声もあります。政府は景気対策として、オリンピックに便乗した公共事業や法人税の軽減などを盛り込んでいます。消費税増税で庶民から8兆円吸い上げて、大企業と大手ゼネコンに5兆円ばらまくというのですから、安倍政権は弱気をくじき強気を助ける「アベ」コベの路線を暴走しています。

強引な原発再稼働やTPP交渉参加、改憲、普天間基地、オスプレイ等、どれも安倍内閣と民意がねじれており、この「ねじれ解消」こそ緊急の問題です。

地方分権・地方自治が叫ばれて久しく、住民が市政に積極的に参加できることが課題となり、姫路市においても「まちづくりと自治の基本条例」案が議論されています。国において国民の意思が十分尊重・反映されず、政治不信が広がっている中、国民が主権者の意識を取り戻すには、地方自治体がまちづくりとともに、市の政策や税金の使い方についても、もっと情報を公開し、議論し、学ぶ場をつくるべきです。そのためには条例づくりの段階からもっと市民論議が必要であり、その過程で市民の自覚や責任感・連帯感も生まれるのではないのでしょうか。

市民の願いは「平和で安全・安心のくらしの実現」です。地方自治の本旨である「住民福祉の向上」をしっかり市政の柱に据え、予算配分を、環境・福祉・教育型財政に充実させていくことが重要です。これがいわゆる成熟型社会であり、その実現のために市民参画の市政が必要です。消費税増税や社会保障の削減に対しては、最も住民に近い自治体が国に声を上げ、地域の経済・産業を守る地方自治の時代を迎えています。

いよいよ来年、「軍師官兵衛」の大河ドラマが始まります。姫路市が注目されるこのチャンスをまちおこしに生かし、歴史と調和する魅力あるまち、若者と高齢者が共に希望が持てる市政をめざし、予算編成に市民の願いを反映させていただきたく、心からお願い申し

上げます。

議 会 事 務 局

1. 議会報については市民に責任説明を果たすためにも、さらに改善・充実をはかること。
2. ケーブルテレビの委員会中継を行うなど議会中継を充実すること。

市 長 公 室

1. 市民主役、市民参画を前進させるため、市長と市民が直接対話ができる市民の日を創設すること。
2. 憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法9条を守り、憲法を暮らしに生かす地方自治の推進をはかること。
3. 「まちづくりと自治の基本条例」制定にあたっては、憲法にもとづく住民自治の推進のため議論をつくすこと。
4. 非核平和宣言都市として、以下のことをおこなうこと。
 - ① 姫路市の公共施設などに、非核平和都市であることを示す広報塔などを設置すること。
 - ② 姫路港に「非核神戸方式」をとりいれるよう県に申し入れること。
 - ③ 平和首長会議の提案する取り組みには積極的に参加すること。
 - ④ 都筑平和賞を創設し、平和運動の貢献者を顕彰することによって、平和を願い行動する人を支援し、平和への協同の取り組みを広げること。
5. 災害等危機発生に対しては、市民の安全・安心を守るために危機管理マニュアルに従って迅速な対応を行い、情報伝達手段の改善を図ること。
6. 住民犠牲の自治体リストラ「行財政改革プラン」の推進をやめ、憲法が定める「地方自治の本旨」にもとづき真に住民本位の市政推進につとめること。
7. 社会福祉事業団などの外郭団体職員の労働条件を改善すること。
8. 指定管理者制度導入については、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性など、十分に配慮して対応すること。
9. 最新の地震被害想定にもとづき、姫路市地域防災計画の見直しを進めること。
 - ① 防災意識向上のため、啓発活動を充実し、推進すること。
 - ② 町別単位の「ハザードマップ」を住民参加で作成すること。
 - ③ 避難所開設時の体制強化をはかること。
 - ④ 防災会議の女性委員の比率を高めること。
10. 水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。及び、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し、改善対策をはかること。

11. 山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県につよく働きかけること。また、関係機関に情報公開を求めること。
12. 交差点の安全を確保するために、市内全交差点の総点検をはかり、信号機の設置及び、交通標識の改善を早急におこない、特に盲人用信号機の拡充改善をはかること。
13. 永住外国人（特別永住資格を含む）に地方参政権を与えるよう国に求めること。
14. 18歳以上に選挙権をあたえるよう国に要望すること。

総 務 局

1. 公務員労働者の生活を直撃し、民間の賃下げ推進につながる、職員の賃金引下げはおこなわないこと。
2. 臨時職員は一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
3. 職員定数の完全充足をはかり、長期出張者・休職者の代替配置をおこなうなど職員の労働強化と、市民サービス低下にならない措置を講じること。
4. 職員の健康・快適な職場環境形成のため法令に基づく産業医を配置すること。
5. 非正規職員の時間給を1,000円以上に引き上げる等、待遇改善をはかること。
6. 職員の市民サービス向上・不祥事防止のため職員倫理条例の制定や、適切な研修を行うとともに、採用・昇格にあたっては透明度を高めるためのシステムを検討すること。
7. 職員の採用にあたっては、人格・識見・能力について、公明正大に適性試験を実施し、面接等においても、複数の第三者を加えた審査による観点別評価とし、評価者の採点状況を情報開示すること。
8. 職員・退職者の人事にあたっては外郭団体を含め、現場を調査し適正な人数・人材配置をおこなうこと。
9. 姫路市男女共同参画プランにもとづき、女性の管理職への登用を積極的に推進すること。
10. 監査委員の選出にあたっては、より公正・中立・透明度の高い審査をめざすため、民間から弁護士・会計士など専門家を加えること。
11. 監査の結果を尊重し、積極的な改善にとりくむこと。
12. 教育委員、公平委員の選出にあたっては、専門性を尊重しながら、市民に開かれた委員会をめざすため、公募制の導入を推進すること。
13. 公益通報制度の有効活用をはかるとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。
14. 新市建設計画の推進にあたっては、各地域審議会の意見を尊重すること。

財 政 局

1. 消費税の税率引き上げを許さず、食料品非課税を政府に強く求めること。
国民生活を圧迫する国の各種公共料金値上げに反対するとともに、市の公共料金値上げもおこなわないこと。
2. 予算編成にあたっては「環境・福祉・教育」型の成熟社会にふさわしい予算編成をおこなうこと。あわせてこれまでの大企業呼び込み型ではなく地域経済活性化を推進する予算編成につとめること。
3. 談合・不正を生む入札制度の改善と、地元中小企業優先の条件付き一般競争入札を拡大し、民主的で公平・透明な入札制度を確立すること。
4. 低入札価格競争による下請け業者、労働者へのしわ寄せを防止する入札制度になるよう改善すること。
5. 公共工事については市内の中小零細業者への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。
6. 市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、市長が最低賃金を定め、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。
7. 姫路警察署跡地の活用については、まちづくりや観光など幅広い観点から市民的議論を行い、検討を進めること。
8. 花北モールの市所有部分については、図書館拡充のために有効活用すること。

市 民 局

1. 本市の男女共同参画を進めるため、あらたな姫路市男女共同参画プランにもとづき、積極的に推進すること。
 - ① 男女平等のための条例を制定すること。
 - ② 男女平等のための市民啓発を推進すること。
 - ③ 各種審議会等委員には、女性の選任比率を高めること。
2. 各種審議会・審査会等の委員選出にあたっては、特定の団体・個人にかたよることなく公明正大に行い、広く市民の意見を反映できるようにすること。
3. 「姫路市文化振興条例」の制定や「文化芸術活動交流センター」の設置をはかるなど市民の文化活動を支援すること。
4. 音楽・演劇練習場の改修、改造もふくめ、低料金の使いやすい防音の施設を増設すること。
5. 文化センターなど文化施設の改修・新設については、在野の文化団体の意見を聴取するシステムを作り、検討を進めること。
6. 地域改善特別措置法の終了にともない、地区総合センターの職員配置の見直しなど全ての特別対策事業は廃止すること。
7. 年齢で差別する「後期高齢者医療制度」は廃止し、75歳以上は医療費無料化をめざす

よう国に強く働きかけること。

8. 70～74歳の医療費窓口負担は1割を継続するよう国に求めること。
9. 特定健診の受診率向上をはかること。
10. 来庁者への窓口対応を一層改善すること。また、市民サービス向上のため、各地域事務所・支所・出張所などに住民票等自動交付機を増設すること。
11. 国民健康保険制度については以下のことにとりくむこと。
 - ① 国保料の引き上げや市民サービス低下を招く広域化は行わないよう、国・県に求めること。
 - ② 国に対して補助率を元に戻すよう、強く求めること。あわせて県補助金の増額を求めること。
 - ③ 一般会計からの繰り入れは保険基盤安定繰入金等、きめられたものだけでなく、実態に即して保険料が下がるように繰り入れをおこなうこと。
 - ④ 国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。
 - ⑤ 国保運営協議会の委員の選出にあたっては広く意見をきくために、公募の人数をふやし、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
 - ⑥ 国保料の減免制度をいっそう拡充し、国保の「一部負担金減免制度」の周知徹底と運用改善をはかること。
12. 国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ、最低加入期間の引き下げや最低保障年金制度の創設を国に求めること。
13. 国民年金免除対象者に対し、免除申請の指導を強め、無年金者をなくすよう努めること。

健康福祉局

1. 市の乳幼児医療費助成制度において通院は、中学校3年生まで無料化すること。
国・県に対し、子どもの医療費を義務教育終了まで完全無料化するよう強く求めること。
2. 「障害者総合支援法」については、国と訴訟団との「基本合意」や「障害者制度改革推進会議の骨格提言」を生かし、障害者本人や家族の願いを反映させるよう国に求めること。
3. 配偶者暴力相談支援センターの周知をはかり、被害者の救済と自立支援へのきめ細やかな対応を行うとともに、加害者更生のための取り組みを国に求めること。
4. 休日・夜間急病センターの医師・看護師確保のため、待遇改善や姫路医療センターへの産科復活等、国・県に働きかけ、独自の支援をおこなうこと。
5. 人工島ポートアイランドへの県立こども病院の移転は、総合周産期母子医療センターの拡充に反するとともに、沿岸地であるため、防災地リスク管理にも反することから、県

へ見直しの要望を上げること。

6. 大腸ガン検診の受診率を上げるため、大腸ガン検診は医療機関への委託・助成制度を創設すること。

7. 妊婦健康診査費助成券の利用については1回5000円の制限を外し、増額すること。

8. 災害見舞金について周知徹底をはかるとともに床上浸水など支給額を引き上げること。及び市独自の住宅再建・補修支援など特別融資制度を創設すること。

9. 保健所の機能の充実をはかるとともに、保健師等専門職の増員を行い、食の安全確保など検査・相談体制を強化すること。

10. 公共施設等の障害者駐車スペースはカラー舗装にすること。

11. はり・きゅう・マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。

12. 高齢者バス等優待乗車制度を堅持し、タクシーにも適用を拡大すること。

13. 福祉タクシー制度の助成額はタクシー料金とリンクさせ、1乗車1枚使用をやめ、自由に使えるようにすること。

14. 各自主防災会の要援護者台帳作成にあたっては、指導・援助を行い、災害避難者の登録もれがないよう、市が責任をもつこと。

15. 要援護者の緊急避難所についてはバリアフリー化をおこなうとともに、福祉避難所の周知徹底をはかること。

16. 介護保険制度について、つぎの事項を国に求めること。

① 国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。

② 保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げはおこなわないこと。

③ 「要支援1・2」をサービスから除外しないよう国に求めること。また、介護予防も含め、高齢者の生活の質の向上をはかる見直しをおこなうこと。

④ 特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、必要に応じて施設建設を行うこと。

⑤ 介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善をはかること。

17. 介護保険事業推進にあたって、つぎの措置をとること。

① 保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充をはかること。

② 介護認定にあたっては、高齢者の生活実態をよく反映すること。要介護者の認定を早くと確におこなうとともに、苦情相談窓口を増やすこと。

③ 高齢化社会に対応するため、特養ホーム・小規模多機能・グループホームなどを適正な計画に基づき、施設の設置を推進すること。

④ ペナルティーによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限が無いよう改善をはかること。

⑤ 住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。

⑥ 食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の負担額軽減制度を拡充すること。

- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業は、姫路市の責任で利用者のサービス低下を招かないよう実施すること。
18. 新型インフルエンザ等で市の指導で休業した高齢者・障害者施設には休業補償を行うこと。
19. 在宅高齢者介護手当は堅持すること。
20. 「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念にもとづいて、「こども・子育て支援新制度」については、保育の公的責任を果たすこと。
21. 保育所職員の最低配置基準の見直し・処遇改善をはかること。
22. 認可保育所については保育単価を引き上げるとともに、夜間・休日実施園については、運営費助成を増額すること。
23. 私立保育所への補助金の増額をはかること。
24. 児童虐待防止のため、相談・支援活動を充実し各機関との連携強化をはかること。
25. 「ルネス花北」において障害児の診療・相談・訓練など、療育体制のいっそうの強化と市内の学校・園との連携・支援を強めること
26. 生活保護の申請が急増している事態に対し、国の国庫負担率堅持をはじめ、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立すること。
- ① 受給を求める市民には、申請用紙を窓口におき、申請しやすくすること。
- ② 申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことをやめること。
- ③ 緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。
- ④ ケースワーカーの配置については国基準を守り、就労支援を強化すること。
27. 「成年後見制度」は助成制度を拡充し、市長申し立てなど、利用しやすくすること。
28. 好古園などの市の施設入場料は、要介護者の介助員を無料にすること。
29. 石綿（アスベスト）の健康被害対策は
- ① 石綿製品の製造及び使用した企業・事務所を調査し、その結果を公表し、企業に対して平成 17 年 7 月 15 日付け、厚生労働省通達（通 715002 号）通りに従業員及び退職者に健康診断の実施や石綿健康管理手帳の申請や労災手続きの説明をおこなうよう指導すること。
- ② 綿製品の製造及び使用した企業・事務所の作業従事者や周辺住民などの健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。
30. 貯水槽簡易水道の検査は 100%実施すること。
31. 社会福祉法人をはじめ補助金を出しているところには、監査体制を強化し厳正な監査を行うこと。
32. JR の高架駅（京口）・山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベーターの設置、各駅の有人化と接続時間の短縮（網干―飾磨線）、自転車もちこみ時間帯導入などの乗客サービス向上のため施策の拡充を要めること。

33. すべての公共施設は高齢者・障害者が利用しやすいように、バリアフリー化し、エレベーター・多機能トイレなどを設置すること。
34. 学童保育は児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。
- ① 生活の場として安全と休息・遊びを保障するための施設の基準をつくること。
 - ② 運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校のすべてで実施すること。
 - ③ 希望のある児童は高学年も受け入れ、当面40人を1クラスとし40人を超える場合は第二学童を開設すること。
 - ④ 指導員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。
 - ⑤ 指導員は市の職員とし、公募をおこなうとともに、時間給の増額をはかること。
 - ⑥ 保育時間と指導員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。
 - ⑦ 市設置以外の学童保育所についても市の施設同様、援助をおこなうこと。

環 境 局

1. 原発からの即時撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進させるため、国・県に助成を求めるとともに、市独自助成の拡充をはかること。また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電を設置すること。
2. 原発ゼロの政治決断を国に求めるとともに、市独自で再生可能エネルギー・自然エネルギーの活用をはかる具体施策を進めること
3. 姫路市環境アセスメント条例を制定すること。
4. 市内の環境調査については、大気・土壌・水質・海水・海底の調査地点・回数を増やすこと。
5. 公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政をすすめること。
同時に、全ての環境に関わる情報の公開をおこなうこと。
6. 降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1k㎡あたり月3トン）」を厳守させること。
7. 市内の工場、及び車両等の排出するCO₂を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。
8. 市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
9. 市川美化センターの焼却炉から発生するダイオキシン類を削減すること。
できるだけ早い時期に新設炉厚労省基準（0.1ナノグラム）の達成をめざすこと。
10. エコパーク網干の爆発事故にかかわって、次の事項に早急に取り組むこと。

- ① 市は発注者として、被害者への補償や社会復帰を支援する等、誠意を尽くし責任を果たすこと。
- ② 引き続き建屋下の土壌の徹底調査を行い、一層の安全対策を進めること。
- ③ 焼却施設の今後の運営について環境監視委員に専門家を加え、メタンの状況だけでなく、有害物質の測定結果等を公表し、住民の意見も聴取できる体制をとること。
11. 市内の産業廃棄物多量排出元事業に対して、産業廃棄物の減量化・資源化の目標と実績を明確にさせること。また、市としても指導・監督を強化すること。
12. 産廃処分場施設設置計画については、自治体・許可権者として住民不安を取り除くため、最大限の役割を果たすこと。
13. 産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通達にもとづき厳格におこなうこと。
14. リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境アセスメントを継続し、情報公開と住民参画によって、環境保全、住民の安全と健康を守ること。
15. くれさかなど、焼却施設は一極集中ではなく、環境やコストの面からも分散型で維持すること。
16. 循環型社会をめざすため、電動式ゴミ処理器以外にも購入助成対象を拡大すること。
17. 空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任でおこなわせるよう国に強く求めるとともに、市独自の条例をつくること。
18. ゴミステーションを安全な場所に設置するために、用地を確保し、ステーション整備をおこなうこと。
19. ゴミ・廃棄物の不法投棄防止のためパトロールを強化し、行政指導をおこなうこと。
20. 砂浜など、自然環境の保全をすすめるため積極的な施策をすすめること。
大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。
21. ビルや事務所のトイレ、冷房などの雑用水は、雨水や下水の再生水の使用に切り替えるなど、節水に努めること。

産 業 局

1. 正規と非正規労働者の「均等待遇」のルール確立を国に求めること。
2. 労働者派遣法を、原則自由化にした1999年以前にもどし、労働者派遣法を抜本的に改正するよう国に求めること。
3. 大企業優遇の企業立地促進条例は見直すこと。
4. サービス残業を根絶させ、新規採用など、仕事量に見合う雇用を確保するよう市内企業に要請すること。
5. 就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やすよう企業・事業所にも要請すると

ともに、市としても公的就労機会を拡大すること。

6. 労働組合地域センターへの助成及び各種審議会等の選出にあたっては、全ての労働団体に対し公平におこなうこと。

7. 新日鉄広畑製鉄所構内外・出光製油所跡地などの未利用地は、平和・無公害産業で労働条件悪化をもたらさない企業や公共施設を誘致し、地元雇用を拡大するよう求めること。

8. 市内の中小零細業者の実態を把握し、中小企業振興条例を制定すること。

9. 市内の中小零細業者の営業とくらしをまもるために特別の「相談窓口」を設置し、多重債務者・融資の斡旋・下請け業者の保護・官公需の紹介などの対策を強化すること。

10. 中小企業センターを設置し、経営相談や技術・技能上の問題解決のため、経営技術・下請け・OAの相談指導や交流など総合的に行えるようにすること。

11. 無担保・無保証人融資制度の限度額を引き上げ、貸し付け期間を延長するとともに、中小業者がより利用しやすいよう改善すること。

12. 地域経済活性化のため、住宅リフォーム助成制度を創設し、地元中小零細業者の育成につとめること。

13. 中心市街地活性化計画に基づいてその振興をはかること。

14. 地場産業振興のため、中核的役割を担う西播地域地場産業振興センターを支援し、皮革関連及び鎖・ナットなど地元産業の技術・デザインの向上、新商品・新技術の開発、市場開拓、公害防止など教育・研修情報提供を行うこと。

15. 国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」をいかした観光政策を全国・世界に発信し、市民主役で魅力ある地域づくりをすすめること。

① 姫路城を核とし、書写山円教寺、雪彦山など特色ある文化・歴史遺産をはじめ瀬戸内海国立公園に位置する家島諸島など豊かな自然景観や歴史・文化を生かした観光政策をうち出すとともに地域の特産品と食をいかした観光振興をすすめること。

② 姫路城周辺は、お城と一体感のある城下町観光ゾーンと位置づけ、大手前通りの景観整備を推進すること。

③ 観光客の誘致や「おもてなし」のため、案内機能充実・道路標識の改善・清掃美化をはかること。

16. 「天空の白鷺」閉館にともない、観光客の減少が予想されるなか、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映をいかし、新たな姫路の発信・PRなど積極的な取り組みを行うこと。

17. 動物園の移転にあたっては十分な市民論議をふまえて進めること。

18. 生産拡大への助成措置を一律に削減・禁止している条項を削除し、WTO 農業協定を根本から見直すよう国に求めること。例外なき関税撤廃が原則である TPP（環太平洋連携協定）に参加すれば地域農業や農地利用に致命的な影響を与える。日豪 EPA（経済連携協定）も畜産や畑作物等に甚大な打撃を与えるのは必至である。TPP・EPA 参加を断念させ、地域の農林水産漁業を守るよう国に強く求めること。

19. 減反政策の見直しを国に求め、農家の自主性を尊重すること。また、復田経費に対す

る補助については増やすこと。

20. 農協の主事業を「金融」「信用」重点から農協本来の使命である「営農指導」重点にきりかえるよう国・県に要求すること。

21. 市として農業の振興をはかるため次の施策に取り組むこと。

① 生産を続けられる米価対策を国・県に要めること。

② 若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などをおこなうこと。

③ 地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産地を支援すること。

④ 遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。

⑤ 市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。

22. 鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策をおこなうこと。

23. 森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を推進すること。

24. 瀬戸内海を漁場にもつ市として、藻場の育成・磯浜復元などをすすめること。

25. 栽培漁業センターを強化し、漁業組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。

26. 瀬戸内海の海苔の色落ちについて、国・県・市が共同で原因調査をおこない、改善に取り組むこと。

27. 農林漁業に対する台風・集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充するよう国に求めること。

28. 瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てをおこなわないよう県に求めること。

29. 誰でも気軽に親しめるふれあいの場として、海水浴場の整備など、海岸線の保全・整備をおこなうこと。

都 市 局

1. 都市計画マスタープランの見直しについては、市民・地域住民の声を尊重しながら進めること。

2. 便利なところに市営住宅を建設し、国庫補助を増やすよう要求し、若年単身者も入居できるよう改善すること。

3. 民間住宅の借り上げもふくめ、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。

4. 市営住宅について以下の対策を講じること。

① 老朽化した市営住宅については順次建てかえること。

- ② 空き室の改修を急ぎ、入居待機者を減らすこと。
- ③ 台所の流し台・風呂場・トイレなど室内設備については、県と同様、耐用年数の基準を設け、順次とりかえること。
- ④ 老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
- ⑤ 家賃減免制度の拡充をはかること。
5. 特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、すべて公営住宅課でおこなうこと。
6. 「姫路市バリアフリー基本構想」にもとづき、道路や公園等のバリアフリー化を推進すること。
7. 地球温暖化・高齢化社会に対応するため、総合交通計画に基づいて公共交通の利便性を高めるとともに、パークアンドライドシステム・コミュニティバス等小規模でも可能なところから拡充・推進すること。
8. 播但線の電化後の利便性向上のため、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善をはかること。
9. 住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。
10. 税金のムダ遣い・CO₂排出量の増加となる「播磨臨海地域道路網構想」の計画推進は、中止すること。
11. 戸建て住宅耐震化を推進するため、耐震改修促進事業の周知と補助金の拡充をはかること。
12. 公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。
13. 都市の豊かな緑を守るため、「生産緑地制度」を導入すること。
14. 姫路一英賀保間に新駅を設置するよう JR 西日本に要求すること。

建設局

1. 県道太子御津線・大江島太子線、市道鹿谷田線、網干 17 号線の道路整備をおこなうこと。都市計画道路城北線・龍野線・宮田線・夢前川右岸線を早期に実現させること。
2. 新市建設計画に基づき道路整備を促進すること。
3. 車イスが充分通れる幅をもつ歩道をつくるとともに段差解消など、誰もが安心して歩けるまちづくりをすすめること。
4. 自転車専用道路の整備を推進すること。
5. 住民の安全安心のため、側溝のふたかけ・街路灯・カーブミラー等の整備を行うこと。
歩道の確保のため、側溝のふた掛けなど整備をおこなうこと。
6. JR と山電の各駅及び公共施設に、駐輪場・レンタサイクルを設置し、自転車の利用促進をすすめること。

7. 都市計画の公園整備については精査をおこない、必要なところから早期に整備を進めること。
8. 手柄山中央公園を平和公園に名称変更し、市内外に平和を発信すること。
9. 公園の遊具・砂場の管理を徹底し、除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備をはかり、あわせて公園管理費の見直しを行なうこと。
10. 浜手緑地公園の整備をはかり、木の枝払いや清掃は、実態に応じて回数を増やし、ベンチや備品の修理と増配備をおこなうこと。
11. 垣内公園の周辺道路の整備を早急に実現すること。
12. 夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狭隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急に整備・改善をおこなうこと。
13. 低水護岸の設置など、河川公園の管理体制の抜本的な改善をはかること。
14. 市内の公共コンクリート構造物施設、とくに1960年代以降の建設物を調査し、安全対策をおこなうこと。
15. 河川のり面や市管理地の除草を年2回以上すること。
16. 旧JRの飾磨港線跡地の利用計画を明確にし、地元住民に十分な説明をおこない、推進すること。

下水道局

1. 下水道料金の値上げはおこなわないこと。
2. 計画にもとづき、下水管の長寿命化を推進すること。
3. 旧市街地など、合流式の下水道は分流式に早期に切り替えること。
4. 下水処理については、のりの色落ちの原因ともいわれる塩素殺菌をやめ、紫外線殺菌へ改善していくこと。
5. 皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業にくみ入れた国・県の責任は重大である。

皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。
6. 河川排水ポンプ場の施設整備（蟠洞川など）を行うこと。また、無停電装置を設置するなど、停電対策を促進すること。
7. 集中豪雨による市内各地の洪水防止・浸水対策を講じること。
 - ① 浸水地域をきちんと把握し、計画的に改善をはかること。
 - ② 市川など堤防が低い部分については、堤防のかき上げを行うよう県に要望すること。
 - ④ 浸水対策のため、土砂の浚渫工事を進めること。
 - ⑤ 排水路の地元負担については、軽減をはかること。

- ⑥ 今在家・地蔵川・吉美など、改善が必要な排水ポンプ場の増強をすすめること。
- 8. 市内各河川の管理を強め、プレジャーボートなどの不法繫留をなくすこと。
- 9. 播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期におこなうよう県に求めること。
- 10. 揖保川について学べるような場所をあぼしまち交流館内等に地域と共同して作ること。

姫路駅周辺整備本部

- 1. まちづくりは、21世紀にふさわしい福祉・教育・環境を基本におき、中心商店街・地下街・駅西地区などと連携をはかること。
- 2. コアゾーン・イベントゾーンなど駅周辺整備にあたっては、徹底した情報公開と市民参画で進めること。
- 3. 南駅前広場の整備にあたっては問題点を明確にし、関係団体や市民の意見を取り入れ、新北駅前広場と一体感のある整備を行なうこと。
- 4. 駅南土地区画整理事業は情報公開を徹底し、住民の知恵と合意・納得のもとで進めること。
- 5. サンクンガーデン・北駅前広場などの活用にあたっては、透明性・公平性を保ち、市民の憩い・交流・活性化の場所となるよう運営について指導・助言をおこなうこと。

水 道 局

- 1. 水道料金の値上げを行わないこと。
- 2. 県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討を要求し、二部料金制の撤回を県に求めること。
- 3. 市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
- 4. すべての水道管の維持補修・耐震化をすすめること。
- 5. 公道なみの私道にも配水管網の敷設設備をおこなうこと。
- 6. 高台・高層住宅建設地周辺地域等の水圧調査を行ない、水圧確保につとめること。
- 7. 工業用水に関する契約水量の見直しを求め、余剰の利水権を市民向けに返還するよう国・県に要求すること。
- 8. 新日鉄・ダイセル・日触等のトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保をはかること。
- 9. 自己水源の確保のため、地下水源の調査を全市的におこなうこと。

消 防 局

1. 県下有数の危険物集積地帯である姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化をはかること。
2. 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、化学的な専門職員の増員をはかること。
3. 救急搬送体制の改善強化をはかること。
4. 救急車の適正利用をはかるため、市民啓発を推進すること。
5. 県下有数の危険物集積地の震災対策を抜本的に見なおすこと。
6. 震災時の即応体制を確立するため消防力の充実に努めること。とくに耐震性地下水槽の設置を計画的にすすめること。
7. 石油タンクの耐震基準の法改正にともなう改修については、早急を実施すること。
8. 日本触媒の爆発事故については総括をおこない、今後の消防業務にいかすこと。

教 育 委 員 会

1. 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担削減をやめるよう国に求めること。
2. 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育をすすめること。
3. 子どもと教育の荒廃の主な原因である過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育環境を整えること。
4. 全国学力テストの廃止を国に求め、本市では実施しないこと。また、学校ごとのテスト結果は公表しないこと。
5. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対におこなわないこと。
6. 歴史的事実を歪曲する教科書や基本的人権より国家秩序を優先する教科書は今後とも採択しないこと。
7. 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見が十分反映できるよう民主的体制を守ること。
8. 人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇する人権教育推進事業や「校区人権教育」等を廃止すること。
9. 教育行政の推進にあたっては、情報を十分公開し、現場・保護者・市民等の議論を保障し、納得と合意のうえ進めること。特に学校の統廃合の実施にあたっては、現場・保護者・地域住民の議論と合意に基づいておこなうこと。
10. いじめ・体罰・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守るため、以下のことを行うこと
 - ① 三十人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。
 - ② 当面、市の責任で小学校高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配す

ること。

- ③ スクールカウンセラーなどの増配置をおこない、相談体制を強化すること。
- ④ 体罰を許さないとりくみを強化すること。
11. 高校の格差と統廃合を助長する「学区拡大」は行わず、「複数志願制」「総合学科」「特色科の推進」を廃止するよう県に求めること。
12. 格差と貧困から子どもを守るため、実態に応じて就学援助制度を充実すること。
13. 学級担任など恒常的な業務には、臨時職員ではなく正規職員を配置すること。また臨時教職員の待遇を改善すること。
14. 希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。すべての特別支援学級・障害児に市費介助員を増員し、すべての学校に配置すること。プール指導介助員の待遇改善をおこなうこと。
15. 水泳指導の安全と充実のために、市費の補助員を配置すること。
16. 書写養護学校については、次の改善をはかること。
 - ① 実態にあった教諭・介助員の増配置を行うこと。
 - ② 重度障害児がバス通学できるよう、看護師を添乗させること。
17. 施設費・需用費・教材費を増額し、学校間の格差をなくすこと。国基準を公表し、市独自でも基準を設定すること。特に傷みのひどい机・椅子は早急に改善をはかること。
18. 子どもたちの教育環境を整えるために、以下のことを早急に行うこと。
 - ① 各校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障害児の在校する学校には早急に対応すること。
 - ② すべての教室に空調設備の設置を進めること。
 - ③ 各階に男女別トイレを完備すること。
19. 中学校部活動に対する公費負担の基準を引き上げ、保護者負担を軽減すること。
20. 小学校給食は地産地消の自校方式を推進し、拠点化及び民間委託は行わないこと。
21. 中学校給食は食育基本法にもとづき、1日も早く全員給食を実施すること。
22. 市立幼稚園については、3年保育や完全給食を行い、施策を充実すること。
23. 教師の多忙化解消のため、提出書類の簡素化・部活における外部講師制度の拡充を推進すること。
24. 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目をふやすなど健診内容の充実をはかり、教職員が安心して働ける条件整備をおこなうこと。
25. 教職員の病気療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
26. 学校図書費を増額するとともに、蔵書を充実し、市費で専任の職員を配置すること。
27. 中央図書館および分館の機能を充実させ、図書購入費をふやし図書館司書などの専門職員の増員をおこなうこと。分館の職員を増員して一人配置をなくすこと。
28. 教員の採用にあたっては、人格・識見・能力について、公明正大な適性試験を実施し、

面接等においても、複数の第三者を加えた審査による観点別評価とし、評価者の採点状況を情報開示すること。

監 査 事 務 局

1. 包括外部監査を含む監査体制を充実し、議会選出の監査委員は 1 名にし、外部からの専門家を増やすこと。

選挙管理委員会事務局

1. 選挙の投票率をあげるため、積極的に啓発活動をおこなうこと。
2. 複数の選挙が同時におこなわれる場合には、県の通達に基づき、期日前投票を含め、投票は選挙の種類毎に個別におこなうこと。